

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る島根県立大学の教育・研究・諸活動に関する方針

(この大学方針は国や島根県の自粛要請等を踏まえて大学独自に方針を定めたものです。)

R3. 6. 25

| キャンパス | 教育・研究活動(準備含む) | 授業(講義・演習・実習) | インターンシップ(IS) | 就職活動 | 学生の構内立ち入り 学外者のキャンパス 訪問 | クラブ・サークル活動 | 学生の アルバイト | 学生の大学施設 利用(体育館・ グラウンド等) | 大学施設の 外部貸し出し | 図書館 | 学内会議 | 事務体制 | 学生寮の運営 | 県境をまたぐ移動と健康観察 | 学生の海外渡航 | その他 |
|-------------------------------|-------------------------------------|--|---|--|--|--|--------------|---|--|--|--|--|--|---|---|-----|
| 浜田 ※6/15 から。 | | 各キャンパスにおいて各学部・学院科・別科・大学院研究科・短期大学部等の定めるところにより、対面授業を中心として授業を実施することとします。対面授業を実施する際は、別に定めるガイドラインに準ずることとします。なお、基礎疾患があるなどの理由により対面授業への参加が困難な学生のために最大限の配慮【例えば、遠隔授業の並行実施(ハイブリッド型授業)や課題等の代替措置により欠席扱いにしない】を実施します。検温をはじめとする日々の健康観察を行い、基本的な感染症対策に取り組んでください。 | ISについて、次の条件を満たすものについて、参加自粛を解除します。事前に「インターンシップ届」を提出の上、感染拡大防止対策に最大限の配慮をするようお願いいたします。 ・ISへの申込日及びIS開始日の前日に、IS実施地域への新型コロナウイルスに関する移動制限が発出されていないこと。 | 引き続き、WEB形式の活動を主とすることを推奨します。対面形式の採用説明会・採用試験への参加など、外出せざるを得ない場合は、感染拡大防止対策(マスク着用・手洗い・3密状態の回避)に最大限の配慮をしてください。 | 感染拡大防止対策(マスク着用・手洗いや消毒の励行・3密状態の回避)に最大限の配慮をさせていただきます。 | 各キャンパスにおいてコロナ対策として定めたガイドライン等に従うことを条件に、一部の課外活動を許可します。(ボランティア活動を含む) | | | 引き続き、全面禁止とします。なお、以下の利用については、一部許可します。 ・会話を伴わない試験会場利用(高校等の模擬試験含む) ・学生、教職員を対象とした献血等の社会貢献に資する利用 ・選挙に伴う、開票所及び学生、教職員向けの期日前投票所利用 | | | 学生寮の運営 学生寮は集団生活の場であり、個人のプライバシーを尊重しつつ、コロナ禍の現状では寮生各自の行動に一層の責任が求められます。寮生は各寮の規則を遵守し、各寮においてコロナ対策として定めたガイドライン等に従ってください。 | 県境をまたぐ移動と健康観察 ・常時、健康観察(体温測定)を行い、体調不良時は絶対に外出しないでください。症状によっては、かかりつけ医や保健所に相談してください。 ・コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合や濃厚接触者となった場合は、最寄りの保健所及び浜田キャンパス学生支援課まで連絡してください。また、対応方法に不安を覚えた際には遠慮なく大学事務局又はゼミ教員に連絡して相談してください。 ・感染拡大が報じられている地域への不要不急の移動は自粛してください。やむを得ずこれらの地域へ移動する場合は、特に以下の点に留意すること。 ➤感染症対策を徹底する。(マスク、手指洗浄、三密の回避等) ➤繁華街への夜の外出は控える。 ➤会食などの際も、いわゆる三密を避ける等の感染症対策が十分にとられていない店舗や施設の利用は控える。 | | | |
| 松江 ※6/25 から。 | 引き続き、感染拡大防止に配慮して、教育・研究活動を行うことができます。 | (2021年度春学期の授業) ※浜田キャンパスでは、原則、対面授業を主として実施しますが、授業によっては全ての回次又は一部の回次で遠隔授業を実施します。来日ができない留学生には遠隔授業を実施します。なお、対面授業の実施に万全を期するため、感染しないための慎重行動と検温をはじめとする日々の健康観察を行ってください。 ※出雲キャンパスでは、原則対面授業を実施します。 | WEB形式の活動を主とすることを推奨します。県外への移動については島根県の移動自粛要請基準に準ずることとし、インターンシップ活動を行う際は、事前に教務学生課キャリア担当(保育・教育職インターンシップ)へ活動予定を報告してください。 | 引き続き、WEB形式の活動を主とすることを推奨します。島根県が定める移動自粛要請地域に滞在した場合は、島根に帰県後2週間は健康観察が必要ですが、学内で実施するPCR検査の結果が「陰性」であった場合、または新型コロナウイルスワクチンの2回目接種後7日(モデルナ社は14日)を経過している学生については、保健室に報告の上、帰県後2週間を待たずに対面授業の出席を許可します。但し、上記検査が陰性であっても、発熱等の体調不良がみられた場合は | 感染拡大防止対策(マスク着用・手洗いや消毒の励行・3密状態の回避)に最大限の配慮をさせていただきます。学生は自由に構内への立入ができます。なお、引き続き日々の健康観察や感染拡大防止対策(マスク着用・手洗いや消毒の励行・3密状態の回避)を励行してください。 学外者は、感染拡大防止対策に最大限の配慮をさせていただきます。キャンパス訪問を許可します。高大連携活動及び入試広報イベントについては、別に定めるガイドラインに準ずることとします。 なお、施設利用(学生ラウンジ、3階パソコン実習室)は、平日9時から17時の間を利用を許可します。 | 各キャンパスにおいてコロナ対策として定めたガイドライン等に従うことを条件に、一部の課外活動を許可します。 ボランティア活動については、対面での活動は教員指導のもと十分な感染症予防対策を講じた上で行ってください。就職につながるボランティア活動については、事前に下記申請先の許可を得た上で実施してください。 (申請先：教育・保育関係機関での活動については教務学生課) | | 原則として引き続き、全面禁止とします。おはなしレストランライブラリーについては、引き続き下記について徹底することで、一般利用を行ないます。 ①基本的な感染症防止対策(マスク着用・手洗い・3密状態の回避)に最大限の配慮をして、対面会議も行いますが、遠隔会議システム等を利用したオンライン会議の開催をします。 | | 引き続き、感染拡大防止対策(マスク着用・手洗いや消毒の励行・3密状態の回避)に最大限の配慮をして、ほぼ通常の勤務を行います。但し、不要不急の窓口対応はメール・電話での対応とさせていただきます。 | 引き続き、感染拡大防止対策(マスク着用・手洗いや消毒の励行・3密状態の回避)に最大限の配慮をさせていただきます。 | 引き続き、感染拡大防止対策(マスク着用・手洗いや消毒の励行・3密状態の回避)に最大限の配慮をさせていただきます。 | 引き続き、感染拡大防止対策(マスク着用・手洗いや消毒の励行・3密状態の回避)に最大限の配慮をさせていただきます。 | 外務省の海外安全ホームページにおける、海外安全情報の危険レベル及び感染症危険レベルが2以上の国(地域)への渡航中止もしくは延期を要請します。但し、協定留学については各キャンパスが別に定めるガイドラインに準ずることとします。 なお、春学期の海外における研修を中止します。秋学期の海外における研修の実施については9月末までに、協定留学についてはプログラム開始の2か月前を目安に決定します。 | 引き続き、大学関係者全員に感染拡大防止対策(マスク着用・手洗いや消毒の励行・3密状態の回避)を要請します。また、教室や各事務室の扉や窓は常時開放とします。 | |
| 出雲 ※4/19 から。 今回変更なし。 | | ※松江キャンパスの学生は、就職活動等で島根県が定める移動自粛要請地域に滞在した場合は、島根に帰県後2週間は健康観察が必要ですが、学内で実施するPCR検査の結果が「陰性」であった場合、または新型コロナウイルスワクチンの2回目接種後7日(モデルナ社は14日)を経過している学生については、保健室に報告の上、帰県後2週間を待たずに対面授業の出席を許可します。但し、上記検査が陰性であっても、発熱等の体調不良がみられた場合は出席停止の上、かかりつけ医や保健所に相談すること。 | WEB形式の活動を主とすることを推奨します。島根県外への移動が必要な場合は、『県内外への移動予定申請書』(寮生は外泊届を寮母に提出)にて移動予定をチャーターに報告することとします。その他、臨地実習のある学生は「県境をまたぐ移動と健康観察」欄で示した内容を遵守してください。 | WEB形式の活動を主とすることを推奨します。島根県外への移動が必要な場合は、『県内外への移動予定申請書』(寮生は外泊届を寮母に提出)にて移動予定をチャーターに報告することとします。その他、臨地実習のある学生は「県境をまたぐ移動と健康観察」欄で示した内容を遵守してください。 | 学生は自由に構内への立入ができます。なお、引き続き日々の健康観察や感染拡大防止対策(マスク着用・手洗いや消毒の励行・3密状態の回避)を励行してください。 学外者は、感染拡大防止対策に最大限の配慮をさせていただきます。キャンパス訪問を許可します。高大連携活動及び入試広報イベントについては、別に定めるガイドラインに準ずることとします。 なお、施設利用(学生ラウンジ、3階パソコン実習室)は、平日9時から17時の間を利用を許可します。 | サークル・ボランティア活動は、感染拡大防止対策(マスク着用・手洗いや消毒の励行・3密状態の回避)を行ったうえで許可します。毎年4月に開催する学生団体活動説明会に参加し、サークル等活動継続願の提出が必要です。なお、活動再開にあたっては、活動計画書に感染対策の計画を明示することを求めます。 また、学内施設は1日1団体のみの利用とします。施設利用前後には、消毒・清掃等を行ってください。 | | 原則として、引き続き、全面禁止とします。 | 平日8時45分から20時の間を利用を許可します。なお、一度に利用する人数に制限を設け、感染対策を行います。 学生・教職員以外の利用は禁止とします。 | | | 文部科学省が示すガイドラインを遵守した寮運営を行います。寮生の皆さんは、感染拡大防止対策を励行してください。 | 県境をまたぐ移動と健康観察 ・常時、健康観察(体温測定)を行い、体調不良時は絶対に外出しないでください。症状によっては、かかりつけ医や保健所に相談してください。 ・感染拡大が報じられている地域への不要不急の移動は自粛して下さい。 ・帰省等、居住地を離れる場合は、県内外を問わず事前にチャーターに「県内外への移動予定申請書」を用いて「移動先」「期間」「理由」を伝えること(県外から更なる移動(県内への移動を含む)についても「県内外への移動予定申請書」に記載すること)。寮生の場合は、寮母に外泊届を提出するが、無断外泊、虚偽記載は退寮の対象になることがある。 ・島根県外からの来県及び同地域への移動は、極力控えること。 ・やむを得ず島根県外へ移動する場合は、特に以下の点に留意すること。 ➤感染症対策を徹底する。(マスク、手指洗浄、三密の回避等) ➤繁華街への夜の外出は控える。 ➤会食などの際も、いわゆる三密を避ける等の感染症対策が十分にとられていない店舗や施設の利用は控える。 ➤「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」を利用する。 ・やむを得ず島根県外に滞在していた場合は、必ず帰県後2週間は自宅待機し、健康観察を行うとともに、その間、アルバイトも中止し不要不急の外出を控え、他者との接触を極力控えること。また、体温測定等の健康観察及び体調不良時の大学への連絡を徹底すること。 | | | |